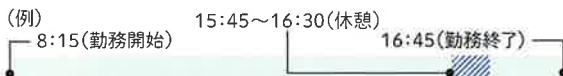


勤務時間

- 7時間45分（週休2日、週38時間45分勤務）

休憩45分



休憩時間は
自由に
すごせるよ



時差勤務

- 業務に支障がないと校長が判断すれば誰でも活用可。ただし保育や介護、施設への見送り等の教職員が優先
- 15分・30分・60分・90分・120分早出/遅出のうち、組合が校長と交渉し、3～5のパターンを設定

超過勤務

- ア 教員は給特法で限定4項目以外は時間外勤務を命じられず、時間外手当は支給されない。ただし、教員の専門性・特殊性から教職調整額として一律基本給の4%を支給
- イ 学校事務職員・栄養職員は組合が校長と36協定を結び超過勤務を命じられた場合は時間外手当を支給

給与

基本給(○級○号給)、一時金(4.85月[25年4月時点])
扶養手当、地域手当、期末手当、勤勉手当、特殊勤務手当等

- 教員:教職調整額、義務教育特別手当、給料の調整額(特別支援学級・教室)
- 学校事務職員・栄養職員:時間外勤務手当
- 昇給 原則毎年4月1日。普通昇給は4号

毎年秋の
労使交渉で
決まります



権利・制度

- ア 年休…20日 時間単位でも取得可。20日を限度に翌年度に繰り越し可
- イ 夏季休暇…5日(6月1日～10月31日)
- ウ 病気休暇…有給は90日、1日単位
- エ 産休・育休
- オ 子どもの看護等休暇
- カ 慶弔休暇
- キ 介護休暇
- その他 権利・制度は都教組に問合せを

労働条件等は
こちらから

